

各指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者 様

※松江市内のみで指定障害福祉サービス等を実施する法人を除く

島根県健康福祉部障がい福祉課長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス等情報公表制度の運用について (通知)

本県障がい福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、指定障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成 30 年 4 月から施行され、昨年度、令和 5 年 4 月 1 0 日付け障第 2 1 号「障害福祉サービス等情報公表制度の運用について (通知)」に基づき、下記 1 の内容について御報告をいただいたところです。

については、今年度も昨年度と同様に、令和 6 年度島根県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱、システム操作説明書及び記入要領等に基づき、下記により報告してください。

なお、令和 6 年度の報酬改定により、情報公表システム上、「未報告」となっている事業所については、「情報公表未報告減算」が適用されることとなりました。(別添参照)

未報告の事業所におかれましては、適切な対応をお願いいたします。

また、昨年度までに報告済みの場合も、現在公表している内容について御確認いただき、更新が必要な場合は下記により報告していただきますようお願いいたします。

記

1 報告する内容

別添 1 基本情報及び別添 2 運営情報の各項目

※令和 6 年 4 月 1 日以降に事業開始した事業者等は、別添 1 基本情報の各項目

2 報告の方法

「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて行うこと

【ログインURL】 <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

3 報告期限

(1) 令和 6 年 4 月 1 日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者等
令和 6 年 7 月 3 1 日

(2) 令和 6 年 4 月 1 日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者等
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から 1 か月以内

4 その他報告にあたっての留意事項

- (1) 各事業者等の入力画面に表示されている事項（別添1 基本情報及び別添2 運用情報の各項目）は全て入力が必要な情報です。入力されていない事項がある場合、差戻しの上、再度入力いただくことになりますので、留意願います。
- (2) 代表メールアドレスの誤登録等によりログインID及びパスワードが通知されていない事業者等におかれては、下記問い合わせ先の専用メールアドレスあてに、
【件名】法人の名称
【本文】担当者名、連絡先電話番号、登録するメールアドレス（法人ごとに1つまで）を記載し送信してください。システムへの登録処理後に順次、ログインID及びパスワードが通知されます。
- (3) 今後島根県から事業者等へ行う通知や情報提供等については、「障害福祉サービス等情報公表システム」に登録いただいた「システムからの連絡用メールアドレス」への送付も検討していますので、利用にあたり御承知願います。
- (4) 関係資料は島根県ホームページ上に掲載しています。
【島根県ホームページのURL】
<http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougaijouhoukouhyou.html>
島根県ホームページ > 医療・福祉 > 障がい者福祉 > 事業者向け > 障害福祉サービス等情報公表制度について

5 公表時期

- (1) 令和6年4月1日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者等報告後2か月以内
- (2) 令和6年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者等報告後1か月以内

【問い合わせ先】

島根県健康福祉部障がい福祉課

相談支援係

TEL: 0852-22-5709 FAX: 0852-22-6687

専用 E-mail: syougai-jouhou@pref.shimane.lg.jp